

別記様式第1の2（第7条関係）

2019年度 上半期放射線管理等報告書

19京大施環化第168号

令和元年11月14日

原子力規制委員会 殿

住 所 京都府京都市左京区吉田本町

氏 名 国立大学法人京都大学学長 山極 壽一

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質の使用等に関する規則第7条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	京都大学複合原子力科学研究所
	所 在 地	大阪府泉南郡熊取町朝代西 2-1010

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度（注1）

① 放射性物質の種類別の年間放出量

（単位：Bq）

種 類					
測定箇所等 排気口又は 排気監視設備					
合 計					
年間放出管理目標値					

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

測定箇所		濃度	前半の3月間 (平成31年4月～令和元年6月)		後半の3月間 (令和元年7月～8月)	
			平均値	最高値(注2)	平均値	最高値(注2)
排気口又は排気監視設備	KURスタック揮発性物質	¹³¹ I	<7.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<7.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	同上	¹³³ I	<7.0×10 ⁻⁸ Bq/cm ³	同 左	<7.0×10 ⁻⁸ Bq/cm ³	同 左
	同上	³ H	<4.0×10 ⁻⁵ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁵ Bq/cm ³	同 左
	KURスタック粒子状γ放出核種	⁵⁴ Mn	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	同上	⁶⁰ Co	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	同上	¹³⁷ Cs	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	同上	その他のγ線放出核種	<9.6×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	KURスタック全α放射能	全α	<5.8×10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	同 左
	KURスタック全β放射能	全β	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	KURスタック※気体状放出核種	⁴¹ Ar	<2.0×10 ⁻³ Bq/cm ³	同 左	<2.0×10 ⁻³ Bq/cm ³	3.8×10 ⁻³ Bq/cm ³
	KUCAスタック揮発性物質	¹³¹ I	<7.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<7.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	同上	¹³³ I	<7.0×10 ⁻⁸ Bq/cm ³	同 左	<7.0×10 ⁻⁸ Bq/cm ³	同 左
	同上	³ H	<4.0×10 ⁻⁵ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁵ Bq/cm ³	同 左
	KUCAスタック粒子状γ放出核種	⁵⁴ Mn	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	同上	⁶⁰ Co	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	同上	¹³⁷ Cs	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	同上	その他のγ線放出核種	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	KUCAスタック全α放射能	全α	<4.0×10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	同 左
	KUCAスタック全β放射能	全β	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左	<4.0×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	同 左
	KUCAスタック※気体状放出核種	⁴¹ Ar	<1.3×10 ⁻² Bq/cm ³	同 左	<1.3×10 ⁻² Bq/cm ³	同 左

※周辺監視区域以遠においては、濃度限度以下であると評価される。

その計算方法及び結果は注釈1に示す。

(4) 固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注4)

(単位：本)

施設の名称							施設合計	
放射性廃棄物の種類								
量								
前年度末保管量								
当該年度の発生量								
当該年度の減少量								
施設内減量								
施設外減量								
当該年度末保管量								
保管設備容量								

2 放射線業務従事者の線量分布 (注5)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量 放射線業務従事者	線量分布 (人)				
	5 mSv以下	5 mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下
職員					
その他					
合計					

線量 放射線業務従事者	線量分布 (人)				
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下
職員					
その他					
合計					

線量 放射線業務従事者	線量分布 (人)		総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを 超えるもの	合計			
職員					
その他					
合計					

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線 業務従事者		線量分布（人）				
		線量 1 mSv以下	1 mSvを超え 2 mSv以下	2 mSvを超え 5 mSv以下	5 mSvを超え るもの	合計
前半の3月間 (4月～6月)	職員	5	0	0	0	5
	その他	0	0	0	0	0
	合計	5	0	0	0	5
後半の3月間 (7月～9月)	職員	4	0	0	0	4
	その他	0	0	0	0	0
	合計	4	0	0	0	4

放射線 業務従事者		線量	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (4月～6月)	職員		0.0	0.0	0.0
	その他		0.0	0.0	0.0
	合計		0.0	0.0	
後半の3月間 (7月～9月)	職員		0.0	0.0	0.0
	その他		0.0	0.0	0.0
	合計		0.0	0.0	

注釈 1

周辺監視区域以遠における空气中濃度評価方法

1. 放射性気体廃棄物の放出率は、当該の3月間における総放出量をその期間内の総放出時間数で除した値を用いた。
2. 放射性気体廃棄物の大気拡散計算は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に従った。
3. 放射性気体廃棄物の排気の高さは、KUR排気口のスタックの実高長である35mを用いた。
4. 着目地点の平均濃度は風向が1方位内で一様に変動するとして計算した。
5. 当該の3月間についての風向別の風速逆数総和は、放出が行われた時間について求め、3月間の平均濃度算出の基礎的パラメータとした。
6. 大気安定度は、各風向につき、KUR排気口のスタックの風下方向の周辺監視区域以遠で空气中濃度が最も大きくなるようなものを用いた。
7. 以上の要領で、スタックからの方位毎に3月間についての平均の空气中濃度を計算した。
8. 周辺監視区域以遠における3月間についての平均濃度は、各方位について計算された濃度の内最大のものを用いた。

以上により計算した ^{41}Ar 3月間平均濃度は、以下のとおりとなる。

平成31年 4月から6月 研究炉停止中のため算定値なし

令和元年 7月から9月 $3.8 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$ スタックの西南西 (290m)

尚、KUCAについては、排気口における ^{41}Ar 濃度が $1.3 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$ 未満であり、周辺監視区域外における希釈割合 1×10^{-3} を考慮すると $1.3 \times 10^{-5} \text{ Bq/cm}^3$ 未満となり濃度限度を下回っている。

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

- (1) 「測定箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)①及び(2)①の表について、測定している放射性物質の種類を記載すること。なお、測定している放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
- 3 「液体状の放射性廃棄物の保管量等」について
- (1) 蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (2) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃液の量を記載すること。
- 4 「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
- (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (4) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の量を記載すること。
5. 「放射線業務従事者の線量分布」について
- (1) 「職員」とは、使用者に直接雇用される放射線業務従事者又はこれに準ずる立場にある放射線業務従事者とすること。
 - (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。
 - (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
 - (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。
 - (5) 2(1)の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

その他

- (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「—」と記載するか当該欄を削除すること。
- (2) 当該核燃料物質の使用施設以外の廃棄物がある場合であつて、当該施設と分けて管理することができない場合には、合算値を記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。
- (3) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。